

保税制度の概要

(初任者編)

平成 27 年
監視部保税地域監督官

【スライド 番号】

◆保税地域とは	1
◆保税地域の種類と機能	3
◆保税地域の役割	4
◆輸出入手続きの概要	6
◆保税地域における一般規制	8
◆保税運送とは	12
◆NACCS業務	14
◆社内管理規定（CP）について	17

1 保税地域とは ①



まずは！

「輸入」や「輸出」の手続きを「通関手続き」と呼んでいます！



- ①「輸入」とは ⇒ 外国から到着した貨物を日本国内に引き取ること
又は、輸出の許可を受けた貨物を日本国内に引き取ること
- ②「輸出」とは ⇒ 内国貨物を外国に向けて送り出すこと
- ③「外国貨物」とは ⇒ 外国から日本に到着した貨物で輸入の許可を受けていない貨物 又は、輸出の許可を受けた貨物
- ④「積戻し」とは ⇒ 外国貨物を日本から外国に向けて送り出すこと



- 税関では、主に3つの法律の規定に基づいて業務を行っています。
 - ・関税法（関税の徴収、通関手続き、**保税制度** 等）
 - ・関税定率法（関税率、特殊関税制度、減免税制度 等）
 - ・関税暫定措置法（税率の特例、減免税制度の特例 等）

2 保税地域とは ②

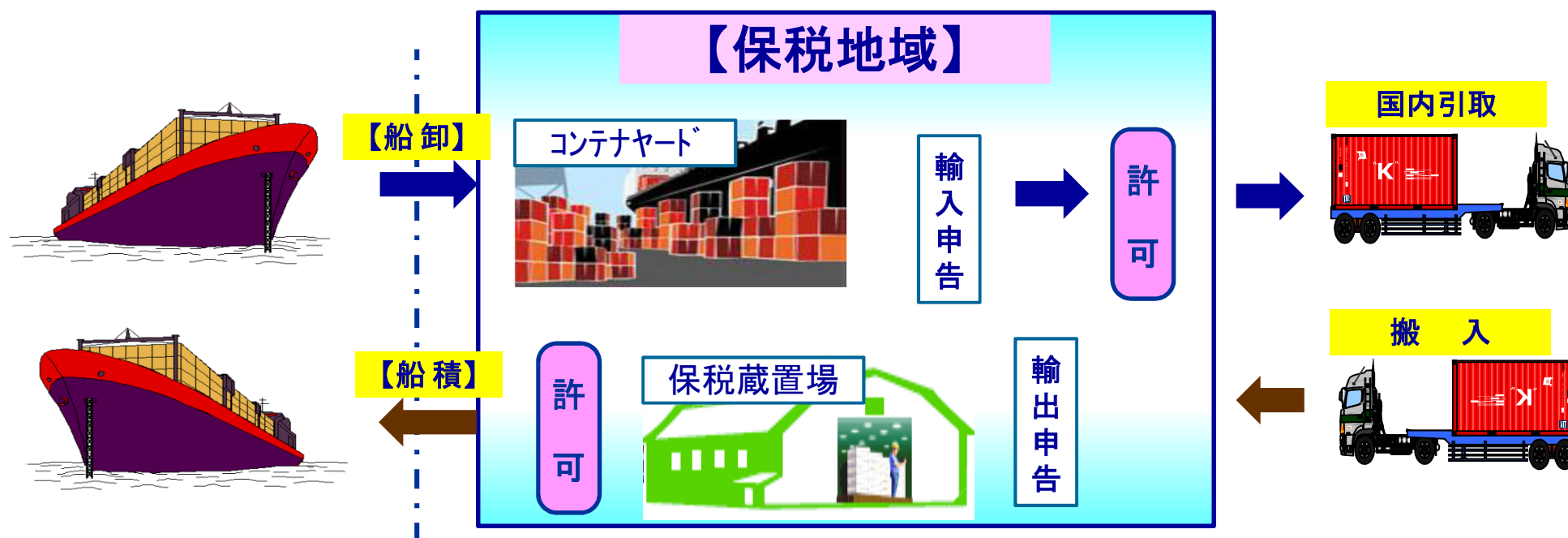
- 貨物を輸出・輸入するときは、税関長に申告し、税関長の許可を受ける必要があります。

また、輸出・輸入の申告は、原則として貨物を「保税地域」に入れた後に行う必要があります。（ただし、輸出は入れる前でも可能）

- 輸入の場合、関税及び消費税等を納付しないと輸入の許可を受けることができません。



ここ大事！



3 保税地域の種類と機能

種類	関連法令	機能	蔵置期間	形式
指定保税地域	関税法 37～41条の3	一時蔵置(通関) 点検・改装・仕分	1ヶ月 <small>追加、一部取消しは税関長へ権限委任されている</small>	財務大臣の指定
保税蔵置場	関税法 42～49条	一時蔵置(通関) 長期蔵置(保管) 点検・改装・仕分	2年 (延長可)	税関長の許可
保税工場	関税法 56～62条	加工・製造 改装・仕分	2年 (延長可)	



■上記のほか、保税展示場と総合保税地域があります。
また、貨物の取扱件数は、指定保税地域、特にコンテナヤードにおける
取扱いが多くなっています。

4 保税地域の役割 ①

◆ 保税地域がなかったら・・・

◆ どこからでも貨物を国内に引き取ることが可能。

つまり、貨物は任意の場所に置かれ、貨物の抜き取り、すり替えなどの不正行為が容易となる。

◆ 社会悪物品等の効率的・効果的な取締り、適正な申告・徴税の確保が困難となる。

社会悪物品等の国内流入

公益性の損失！

- ◆ 国民生活の安全・健康の維持
- ◆ 国際的な平和維持・環境保護等



5 保税地域の役割 ②

◆貨物の保税地域への集中
貨物を税関監督下の保税地域
に置いて管理することが効果的

★効率的・効果的な検査の実施

安い行政(行政コストの軽減)

★輸入貨物に係る関税債権の確保

社会悪等の国内流入阻止!



覚醒剤

ローラー一部分に隠匿 (H24年12月
門司税関博多税関支署 摘発)



覚醒剤

鉄鉱石様のものの内部に隠匿
(H25年5月 神戸税関本関 摘発)



覚醒剤

大理石の内部に隠匿(H26年1月
門司税関博多税関支署 摘発)



大麻

郵便物(ローソク)に隠匿(H25年
8月横浜税関川崎外郵出張所 摘
発)



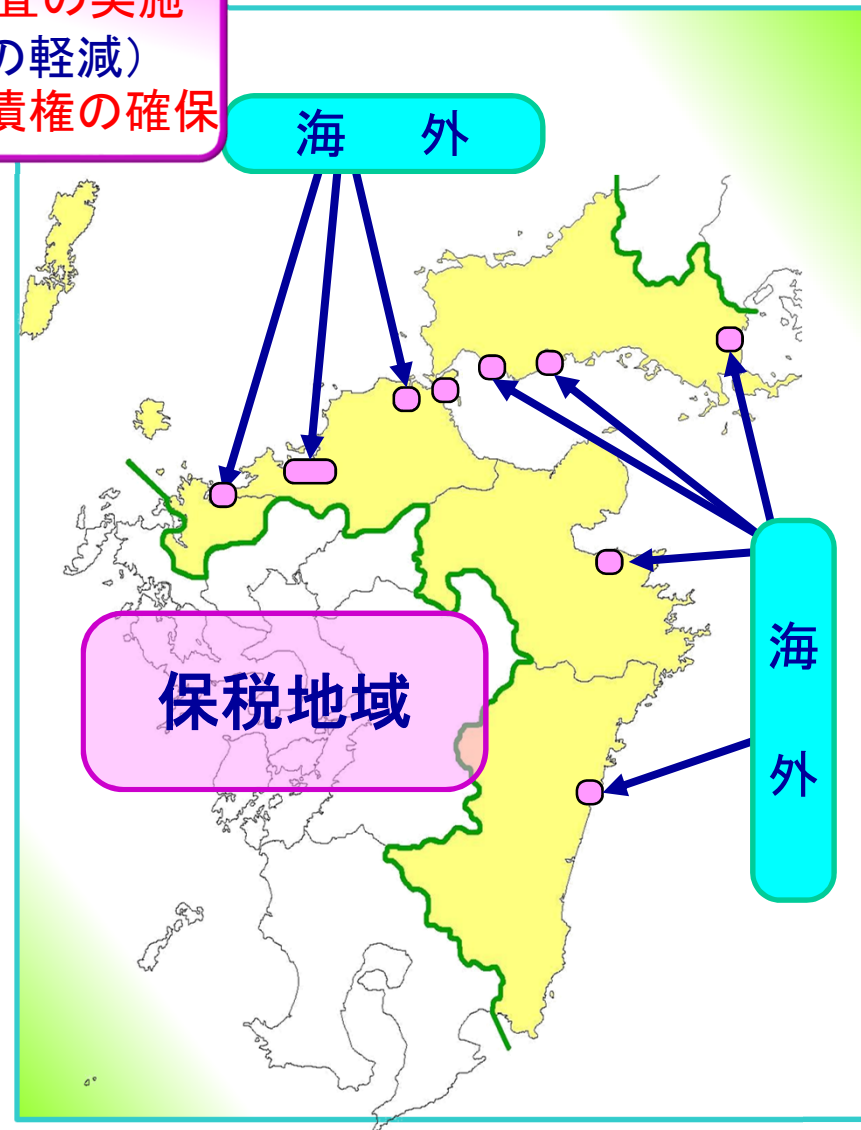
大麻

航空貨物(コーヒー袋)に隠匿
(H25年6月東京税関成田航空貨
物出張所 摘発)

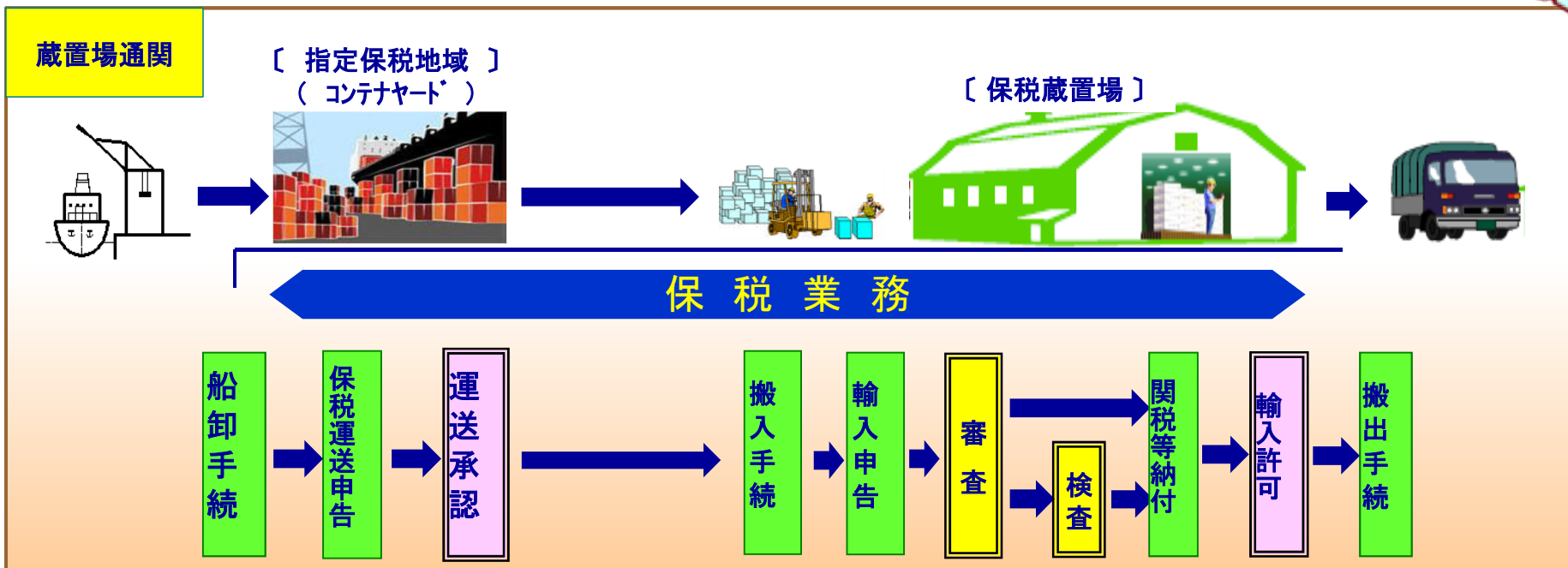
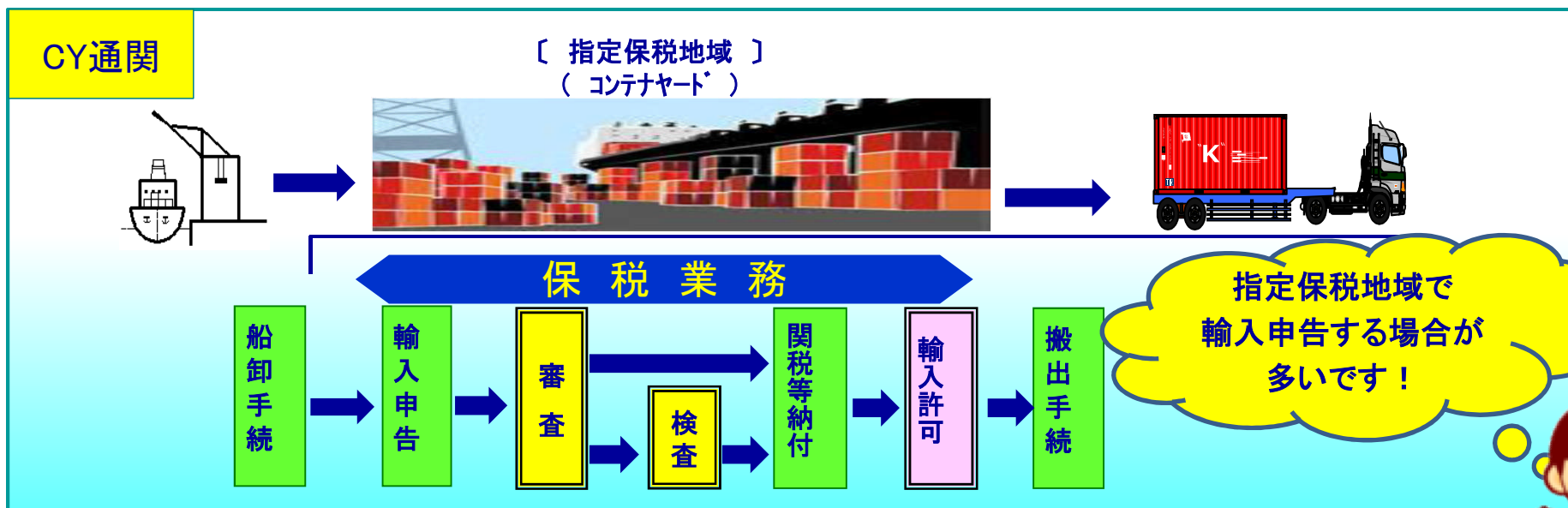


コピー商品

郵便物内にコピー商品を隠匿(H25
年8月 東京税関東京外郵出張所 摘
発)

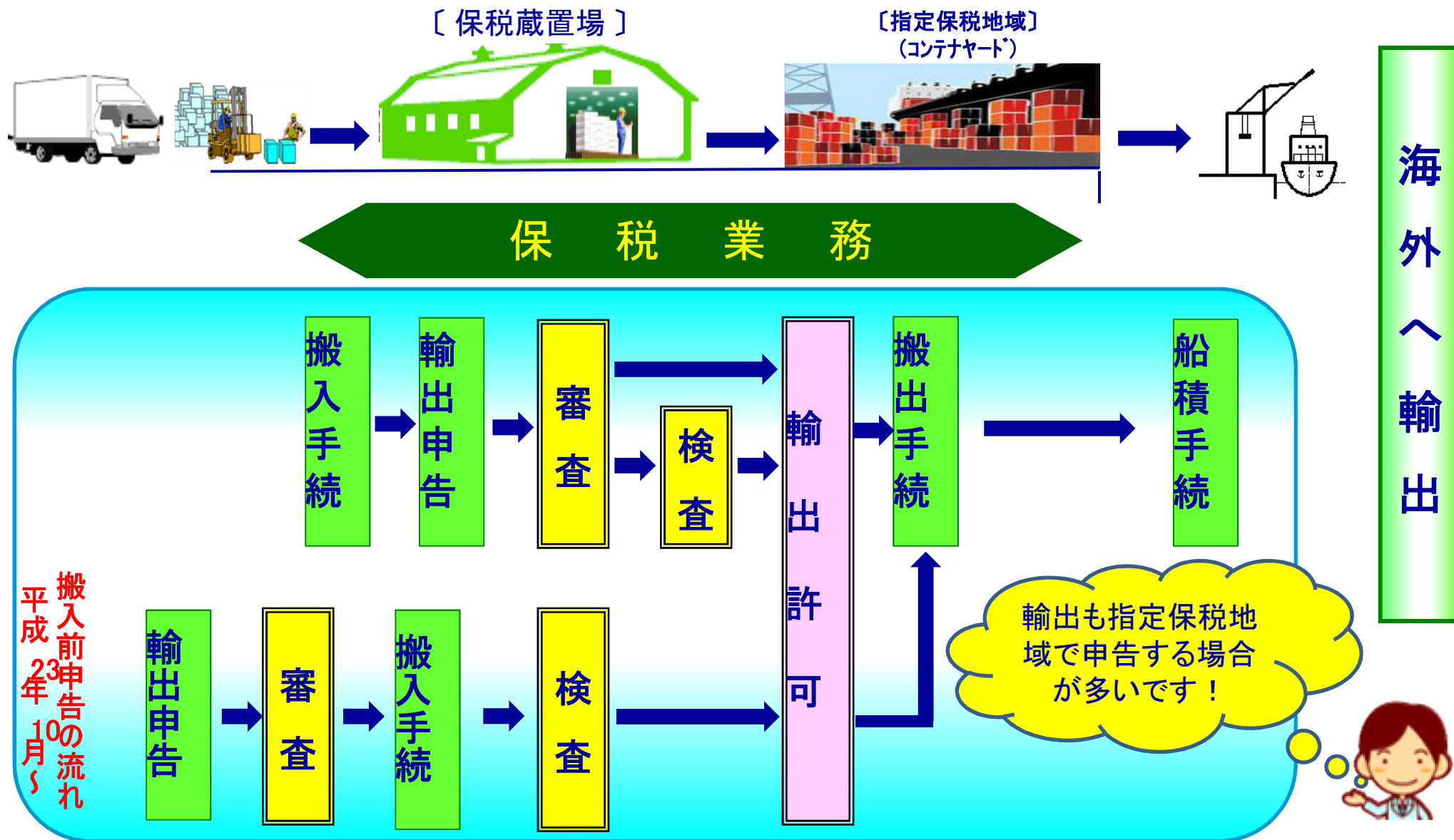


6 輸出入手続きの概要(輸入コンテナ貨物)



国内引取

7 輸出入手続きの概要(輸出コンテナ貨物)



8 保税地域における一般規制 ①

◎ 外国貨物を置く場所の制限

外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない（法第30条）。

関税法の大原則

例外あり

◎ 見本の一時的持出し

保税地域から、外国貨物を **見本** として一時的持ち出そうとする場合には、税関長の許可を受けなければならない（法第32条）。

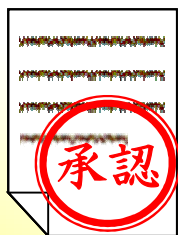
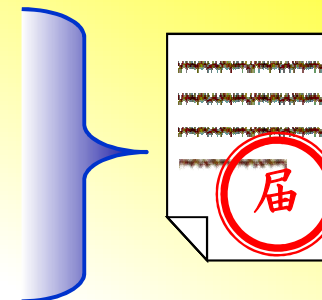
課税上問題がなく、かつ、少量のもの

許可

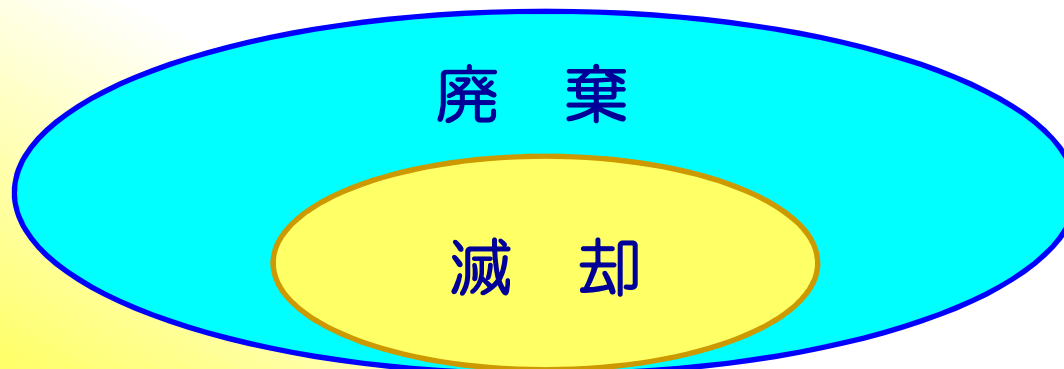
9 保税地域における一般規制 ②

◎ 外国貨物の廃棄及び減却

保税地域にある外国貨物が、腐敗、変質等により輸入できなくなり廃棄する場合、あるいは他法令の規定による輸入の許可、承認等を取得することができず廃棄せざるを得ないような場合には、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない（法第34条）。



➡ ただし、税関長の減却の承認を受けている場合には、届出義務は免除される（同条ただし書）。



10 保税地域における一般規制 ③

◎ 記帳義務

保税地域において貨物を管理する者(許可を受けた者)は、その管理する外国貨物又は輸出しようとする貨物について、帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。(関税法第34条の2他)

保税地域の種類	記帳義務者	参 考
指定保税地域	貨物管理者	法34条の2、令29条の2、関基34の2-2
保税蔵置場	貨物管理者 (=被許可者)	法34条の2、令29条の2、関基34の2-2
保税工場	被許可者	法61の3、令50条、関基61の3-1

※法＝関税法、令＝関税法施行令、関基＝関税法基本通達

11 保税地域における一般規制 ④

◎ 倉主責任

保税地域にある外国貨物(輸出許可済貨物を除く)が亡失し、又は税関長の承認を受け
ることなく滅却された場合は保税地域の許可を受けた者(つまり、倉主)が関税を納付する義
務を負っている。(関税法第45条)



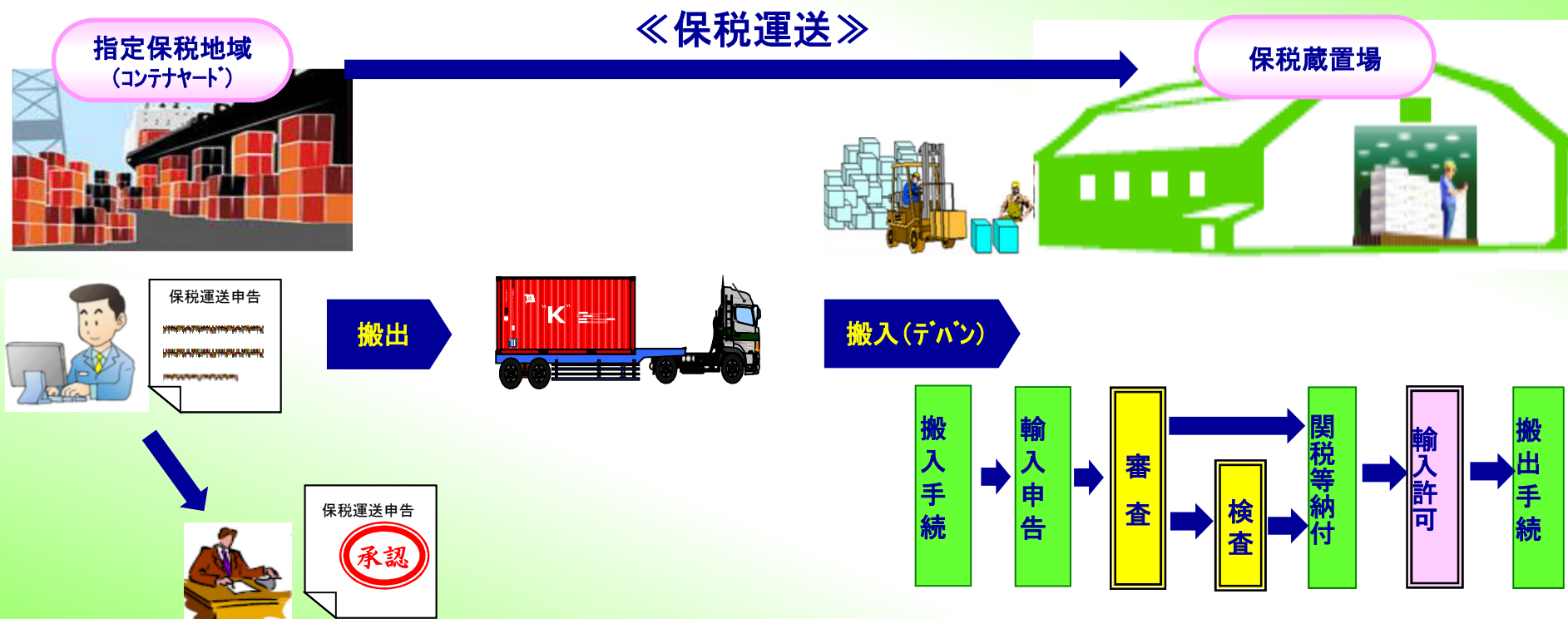
12 保税運送とは ①

◎ 保税運送

外国貨物(郵便物、特例輸出貨物及び政令で定める貨物を除く。)を運送しようとする者は、税関長に申告し、その承認を受けて 開港、税関空港、保税地域、税関官署及び他所蔵置場所相互間に限り外国貨物のままで運送することができる。

(関税法第63条第1項)

【具体例】



13 保税運送とは ②

◎ 保税運送

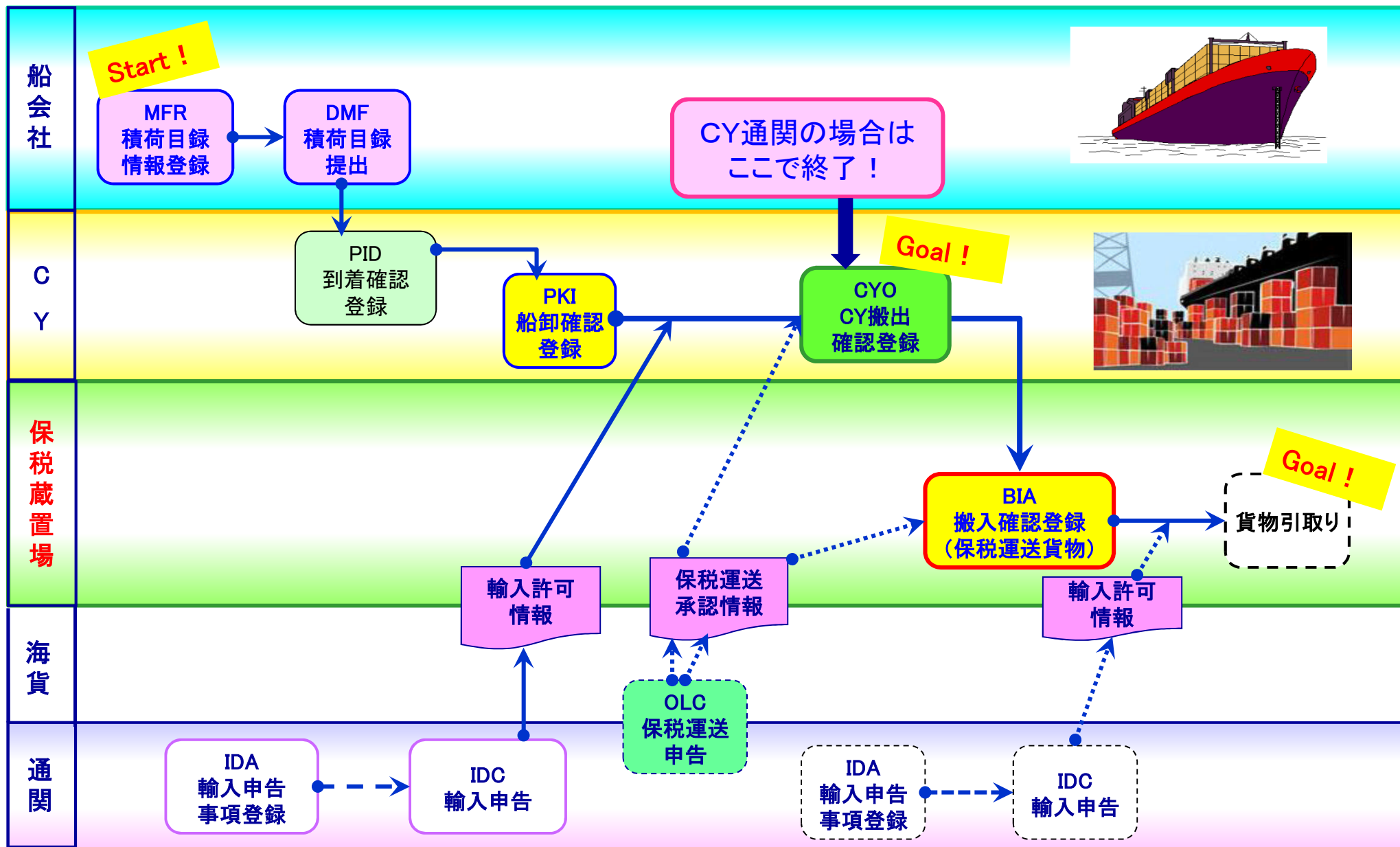
保税運送された外国貨物(輸出貨物を除く。)が、指定された運送期間内(特定保税運送貨物及び郵便物については7日以内)に運送先に到着しないときは、運送の承認を受けた者等から直ちに関税が徴収される。

ただし、当該貨物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合、又はあらかじめ税関長の承認を受けて減却された場合は、その関税は徴収されないこととされている。(関税法第65条第1項及び第2項、同法第65条の2第1項)。

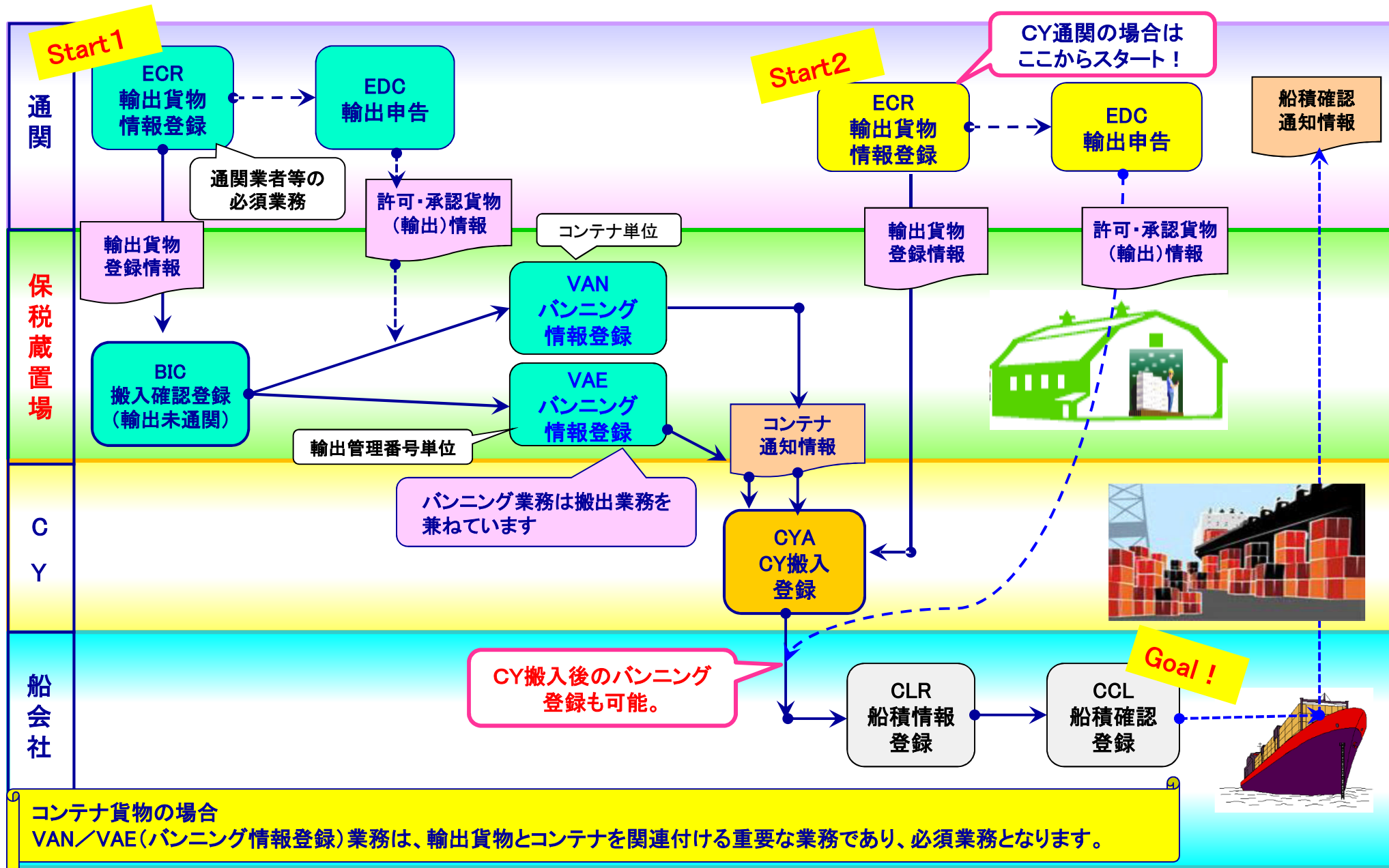
【具体例】



14 NACCS業務(輸入コンテナ貨物)



15 NACCS業務(輸出コンテナ貨物)



16 NACCS業務(掲示板・保稅關係)

NACCS 掲示板

TOP | NACCSのご利用方法 | 申込手続 (NSS) | **NACCS業務仕様・関連資料** | よくある問合せ

人・物・国をつなぐ
「総合的物流情報プラットフォームシステム」としてのNACCSを通じて、
国際物流の発展に貢献します。

航空運送貨物
を取り扱われるお客様へ

海上運送貨物
を取り扱われるお客様へ

運転状況
稼働時間 <24時間> (計画停止を降く) 00:00 現在 / 正常運転中

新着情報
航空 | 海上 | 共用 | 税関 | 関係省庁

- NACCS 【通関業者の皆様へ】輸出貿易管理令別表コードの一部改正について (2014年7月23日)
- NACCS NACCS/バック機種追加のお知らせ (2014年7月22日)
- 税関 税関発給コード (税関輸出入者コード・仕出人・仕向人コード) を更新しました。(2014年7月22日)

NACCS 掲示板

TOP | NACCSのご利用方法 | 申込手続 (NSS) | **NACCS業務仕様・関連資料** | よくある問合せ

TOP > NACCS業務仕様・関連資料 > 業務仕様書・講習会資料

NACCS業務仕様・関連資料

業務仕様書 > **業務仕様書**

業務コード集

航空業務エラーメッセージ集

海上業務エラーメッセージ集

仕様変更一覧

EDI仕様書

航空業務講習会資料

海上業務講習会資料

電算関係税関業務

検索

コード別

- > 0-9
- > A
- > B
- > C
- > D
- > E
- > M
- > N
- > O
- > P
- > Q
- > S

航空関連業務仕様書

- コード別
- 入出港関連業務
- 輸出関連業務
- 輸入関連業務
- 輸出入共通業務
- オンライン業務共通設計書

Sea-NACCS業務講習会資料

業務講習会資料

項目	資料	更新履歴
入出港業務	NACCS業務講習会資料【入出港】 (7.39MBytes)	2013/10/11 (174KBytes)
通関業務	NACCS業務講習会資料【輸出通関】 (4.99MBytes)	2014/04/18 (206KBytes)
	NACCS業務講習会資料【輸入通関】 (5.55MBytes)	2014/04/18 (280KBytes)
通関関連業務	NACCS業務講習会資料【関税等修正申告】 (1.91MBytes)	2014/04/18 (117KBytes)
	NACCS業務講習会資料【関税等更正請求】 (2.18MBytes)	2014/04/18 (102KBytes)
	NACCS業務講習会資料【当初申告呼出し】 (1.23MBytes)	2013/10/11 (127KBytes)
	NACCS業務講習会資料【時間外届出】 (804KBytes)	2013/10/11 (85.1KBytes)
	NACCS業務講習会資料【申告添付業務】 (2.26MBytes)	2014/04/18 (117KBytes)
保稅業務	NACCS業務講習会資料【保稅】 (4.39MBytes)	2013/10/02 (205KBytes)
CY・船舶代理店業務	NACCS業務講習会資料【CY・船舶代理店】 (1.99MBytes)	2013/10/11 (151KBytes)

17 社内管理規定(CP)について ①

■CP(Compliance Program: 貨物管理に関する社内管理規定)

【CP導入に係る経緯】

- 昭和46年以前
搬出入の際、**税関に届出が必要**
- 昭和46年 自主管理の
トライアル的導入
- 昭和47年 **自主管理制度導入**
- 平成 4年 CP整備の指導開始
- 平成 9年 **完全自主管理体制に移行**
- 平成12年 CP整備を基本通達化



18 社内管理規定(CP)について ②

■ 目的

企業内における**適正な貨物管理体制を確保**することにより、法令に規定する税関手続の適正な履行を確保するため。

- ◆ 社内管理規定の目的
- ◆ 社内管理責任体制の整備
- ◆ 貨物管理手続体制の整備
- ◆ 貨物保全体制の整備
- ◆ 税関への通報体制の整備
- ◆ 教育訓練体制の整備
- ◆ 評価・監査制度の整備 (**毎年監査を実施し、税関へ報告**)
- ◆ その他(懲戒規定等)

絵に描いた...とならないよう
CPに沿った適正な貨物管理
をお願いします。



19 問題です！

●次の記述について、

正しいものには（ ）に“○”を、誤ったものには“×”を記入願います。

- ① 外国貨物は巨大な貨物であっても、保税地域に置く必要がある。（ ）
- ② 外国貨物の状態で運搬することを保税運送というが、これは保税地域間のみに限られる。（ ）
- ③ 外国貨物が腐敗し、商品として価値がなくなった場合には、何ら税関手続きを行うことなく、産業廃棄物として廃棄して構わない。（ ）
- ④ 輸出の許可を受けた貨物も外国貨物であるので、保税蔵置場で輸出許可済貨物が亡失した場合には、保税蔵置場の許可を受けた者は関税を納付する義務がある。（ ）
- ⑤ 保税台帳は、様式が決まっており、その様式を使用しなければならない。（ ）

おわりに

今後とも、
関税法等関係法令の各規定を遵守し、**適正な
貨物管理**を行っていただくようお願いいたし
ます！！

情報提供もよろしくお願ひします！！

